



# 宮 崎 県 公 報

平成19年12月26日 (水曜日) 号外 第 122 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… (市町村課) 3

### 人事委員会規則

- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

### 教育長訓令

- 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令…………… 4

## 規 則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第八十六号

#### 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年宮崎県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項各号中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、現業職員に退職手当を支給する場合における職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年宮崎県条例第四十四号)第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分は、別表第三の左欄に掲げる職員について、それぞれ同表の右欄に掲げる職員の区分とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 現業職給料表 (第二条関係)

区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円		円		円		円
	1	110,300	55	172,100	109	265,500	163	335,000
	2	110,900	56	173,700	110	267,100	164	336,000
	3	111,500	57	175,200	111	268,700	165	337,100
	4	112,100	58	176,900	112	270,300	166	338,000
	5	112,500	59	178,600	113	271,700	167	338,900
	6	113,100	60	180,300	114	273,200	168	339,800
	7	113,700	61	182,000	115	274,700	169	340,600
	8	114,300	62	183,700	116	276,200	170	341,400
	9	114,700	63	185,400	117	277,800	171	342,200
	10	115,600	64	187,100	118	279,300	172	343,000
	11	116,500	65	188,800	119	280,800	173	343,600
	12	117,400	66	190,600	120	282,300	174	344,200
	13	118,300	67	192,400	121	283,800	175	344,800
	14	119,200	68	194,200	122	285,300	176	345,400
	15	120,100	69	195,600	123	286,800	177	346,000
	16	121,000	70	197,400	124	288,300	178	346,600
	17	122,100	71	199,200	125	289,600	179	347,200
	18	123,100	72	201,000	126	291,000	180	347,800
	19	124,100	73	202,400	127	292,400	181	348,300
	20	125,100	74	204,200	128	293,800	182	348,900
	21	126,100	75	205,900	129	295,200	183	349,500
	22	127,200	76	207,600	130	296,600	184	350,100
	23	128,200	77	209,200	131	298,000	185	350,500
	24	129,200	78	210,700	132	299,400	186	351,000
	25	130,200	79	212,500	133	300,600	187	351,500
	26	131,500	80	214,300	134	301,900	188	352,000
	27	132,800	81	216,000	135	303,200	189	352,500
	28	134,100	82	217,500	136	304,500	190	353,000
	29	135,400	83	219,300	137	305,700	191	353,500
	30	136,700	84	221,100	138	307,000	192	354,000
	31	138,000	85	222,800	139	308,300	193	354,500
	32	139,300	86	224,300	140	309,600	194	355,000
	33	140,700	87	226,100	141	310,700	195	355,500
	34	142,200	88	227,900	142	311,900	196	356,000
	35	143,600	89	229,600	143	313,100	197	356,500
	36	145,000	90	231,000	144	314,300	198	357,000
	37	146,300	91	232,800	145	315,600	199	357,500
	38	147,700	92	234,600	146	316,700	200	358,000
	39	149,100	93	236,400	147	317,800	201	358,500
	40	150,500	94	238,200	148	318,900	202	359,000
	41	151,900	95	240,000	149	320,100	203	359,500
	42	153,400	96	241,800	150	321,200	204	360,000
	43	154,800	97	243,600	151	322,300	205	360,500
	44	156,200	98	245,400	152	323,400	206	361,000
	45	157,600	99	247,200	153	324,500	207	361,500
	46	159,000	100	249,000	154	325,600	208	362,000
	47	160,400	101	250,900	155	326,700	209	362,500
	48	161,800	102	252,700	156	327,800	210	363,000
	49	163,300	103	254,500	157	328,800	211	363,500
	50	164,700	104	256,300	158	329,900	212	364,000
	51	166,100	105	258,200	159	331,000	213	364,500
	52	167,500	106	260,000	160	332,100		
	53	169,000	107	261,800	161	333,000		
54	170,500	108	263,600	162	334,000			
再任用 職 員	給料月額 218,800円							

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 退職手当の調整額区分表 (第四条関係)

第四条第二項第一号の規定により百分の十を乗じることとなる職員	第六号区分
第四条第二項第一号の規定により百分の五を乗じることとなる職員	第七号区分
その他の職員	第八号区分

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第一条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年宮崎県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則別表」を「附則別表第一」に改める。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

(経過措置)

3 職員の受ける給料月額が、施行日の前日において受けていた給料月額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に、一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は部内の他の職員との権衡上必要があると認められる職員について知事が別に定める額に達しない職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 職員の受ける給料の調整額が、施行日の前日においてこの規則による改正前の現業職員の給与に関する規則第二条の第二項の規定により算出した額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に、一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は部内の他の職員との権衡上必要があると認められる職員について知事が別に定める額に達しない職員には、給料の調整額のほか、その差額に相当する額を給料の調整額として支給する。

附則別表中「呼称の当確性」を「呼称の当確性(管理職に当確)」に改め、同表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第二(附則第三項、附則第四項関係)

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	百分の九十九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	百分の九十八
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の九十七
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	百分の九十六
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	百分の九十五

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条中現業職員の給与に関する規則第四条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第八十七号

都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮崎県条例第六十四号)の施行期日は、平成十九年十二月二十六日とする。

### 人事委員会規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第二十四号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十八年宮崎県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

「34 35 36 37 38 39 40 41 42 43」を「33 34 35 36 37 38 39 40 41」に改める。

別表第七の教育職給料表(昇格時号給対応表中)

「30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52」を「29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39」に改める。

「39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51」に改める。

別表第七の研究職給料表昇格時号給対応表中

「30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52」を「29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39」に改める。

別表第七の医療職給料表(昇格時号給対応表中)

「42 43 44 45 46 47」を「41 42 43 44 45 46」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第二十五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十二年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の医療職給料表(ロ)の表中「6, 100円」を「6, 200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第二十六号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成十八年宮崎県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「百分の十四」を「百分の十四・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県教育委員会教育長 高山 耕 吉

宮崎県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

各出先機関

各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成七年宮崎県教育委員会教育長訓令第一号)を次のように改正する。

別表第一の一の項中「第八十二条の十一第一項」を「第一百三十三条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。